

令和4年

第11回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年10月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第11回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第11回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年10月31日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1 番 本 田 充	2 番 中 村 孝 幸	3 番 齋 藤 正 人
4 番 曾 我 憲 司	5 番 渡 辺 隆	6 番 上 松 千 恵
7 番 本 間 多佳子	8 番 皆 川 光 浩	10 番 齋 藤 瑞 穂
11 番 菅 井 茂	12 番 渡 邊 悟	13 番 笠 原 尚 美
14 番 小 林 章 男	15 番 見尾田 正 行	

○推進委員

1 番 渡 邊 聡	2 番 辻 繁 雄	3 番 圓 山 徳 明
4 番 塩 田 亨	5 番 那須野 一 吉	6 番 五十嵐 和 則
7 番 小 林 隆 司	8 番 伊 藤 剛 栄	9 番 齋 藤 広 範

3 欠席委員

○農業委員 9 番 阿 部 萬紀夫

○推進委員 10 番 長谷川 政 男 11 番 松 崎 学

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	斎藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第9	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長
(見尾田)

定刻となりましたので、ただ今より令和4年10月定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は14名です。定足数に達しております。

本日の欠席委員は9番 阿部委員の1名であります。

推進委員の欠席は、10番 長谷川推進委員、11番 松崎推進委員の2名であります。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

13番 笠原委員、14番 小林委員、1番 本田委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、議事録署名委員を、13番 笠原委員、14番 小林委員、1番 本田委員にすることに決定いたしました。

続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。

会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。

本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、斎藤係長、野崎係長であります。

それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が2件6筆、合計面積が5,603㎡、使用貸借権設定が1件3筆、合計面積が6,072㎡です。

最初に所有権移転を説明します。

受付番号21番、赤水字家ノ浦(いへのうら)、地目、台帳・現況がともに田、地積196㎡、これを含めて合計3筆1,451㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額10万円での売買です。

受付番号22番、赤水字川添(かわぞえ)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,047㎡、これを含めて合計3筆4,152㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額30万円での売買です。

次に使用貸借権の設定を説明します。

受付番号23番、城字浦田(うらだ)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡を含めて3筆6,072㎡です。

譲受・譲渡理由は「新規就農」と「相手方の要望」です。

この案件は8月の四役会議において、新規就農計画を審議済みです。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、23番案件の譲受人は新規参入であります。

先に、農業参入審査会を実施しておりますので、皆川農地部会長から報告があります。お願いします。

農地部会長
(皆川)

8番、皆川です。このたび、阿賀野市の農地を新規に取得する申請者から新規参入計画書の提出があり、事前聴取したので報告します。

提出のあった新規参入計画書に基づき、六役と事務局長で審査させていただきました。申請者は議案書の議案第1号23番案件、農地法第3条による使用貸借権設定の譲受人です。それでは報告いたします。

申請者は農家の次男のため会社に勤務しておりましたが、同じ集落にある実家の兄が高齢になり、兄の農地を借りて指導を受けながら後継者として農業参入を決断されたと聞いております。審査会は阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱い基準第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容を妥当なものと判断いたしました。

以上報告を終わりますが、みなさんの慎重なる審議、よろしく願います。以上です。

議長
(見尾田)

どうもありがとうございました。

農業参入審査会報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして、日程第4 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書3ページをご覧ください。 議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明いたします。 受付番号9番、当初計画者は記載のとおりで変更はありません。 土地の所在が北本町、地目、台帳が田、現況が雑種地、地籍が661㎡です。 当初計画は、自己住宅建築敷地として、昭和54年3月23日付け、芝農地第8358号で許可を得て、整地まで行っておりました。 事業計画変更の理由ですが、家庭及び経営する会社の都合から、現在、状況も変わり、住宅の建築が難しくなったところ、近隣の方々から駐車場として使用出来たらとの要望があったことから、この度、貸駐車場を営む計画となりました。 工事の期間は、許可日から令和4年11月30日までとし、完成後、貸駐車場としてお願いするものです。 場所につきましては、4・5ページの位置図・案内図をご覧ください。 水原地区、国道460号 北本町のセブンイレブンと一楽寺を過ぎた小路を東側に200mほど進んだ場所になります。 6ページの更正図では、塗りつぶして申請地を表示しております。 7ページは、土地利用計画図及び排水計画図となります。 雨水は地下浸透及び西側と南側の側溝に流れる計画です。 以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。 6番 上松委員より、現地確認報告をお願いいたします。
委員 (上松)	6番、上松です。先週10月26日に現地確認に行っておりまして、7ページの排水計画図にありますように、今も砂利が敷いてありまして、雑草が少し生えているのですが、計画とあまり変わらない状態の現状になっておりました。道路の手前に農業用水路があったんですが、そちらにごみなどが捨てられることのないようにというお願いをしてくださって確認を終えました。以上報告を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 現地確認報告が終わりました。 これから審議に入ります。 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
委員	(「なし」の声)

議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書9ページをご覧ください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。 受付番号29番、賃貸借権設定による一時転用です。 借り人・貸し人は記載のとおりです。 土地の所在が東町字隠居免(いんきょめん)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,110㎡の内204.12㎡、これを含めまして合計5筆で6,048㎡の内1,131.26㎡です。 転用目的は砂利採取事業に伴う搬出入路で資金計画は記載のとおりです。 期間が令和4年11月25日から令和7年11月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業に関する一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。 転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、砂利採取を実施する上での搬出入路として用いるものです。 場所につきましては10・11ページの位置図・案内図をご覧ください。 上江端集落の北側に位置した農地になります。 12ページは更正図で、濃く塗りつぶして申請地を表示しており、土地利用計画図も兼ねております。 続きまして、13ページになります。 受付番号30番、所有権移転による永久転用です。 譲受人・譲渡人は記載のとおりです。 土地の所在が保田字中道(なかみち)、地目、台帳・現況がともに田、地積92㎡、これを含めまして、合計2筆で487㎡です。 転用目的は露天駐車場敷地、資金計画は記載のとおりです。 工事期間が令和4年11月20日から令和5年4月20日まで。 農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。 許可基準は、許可可能であります。 転用事由は、親と同居することになり、家族5台分の駐車場と、住宅と同じ場所に自身が営んでいる建設会社があり、その車両置場として使用するため、露天駐車場として申請するものです。 場所につきましては、14・15ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区、国道49号 セブンイレブン阿賀野保田店の北東方向約100mに位置します。 16ページは更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。 17ページは土地利用計画図、排水計画図です。

砂利敷きで、雨水は地下浸透及び溜枡をつくり既存排水管を利用する予定です。

続きまして、18ページになります。

受付番号31番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が女堂字金屋原（かなやはら）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が2,394㎡です。

転用目的は、新棟建設による仮設事務所等の設置で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年11月1日から令和7年10月31日まで。

農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ですが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

許可基準は、一時転用であり許可可能であります。

転用事由は、新棟建設による仮設事務所、重機置場、資材置場に利用するため、一時転用申請をするものです。

場所については19・20ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、国道290号 湯沢集落から400mほど西側へ進んだ場所になります。

21ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。

22ページは土地利用計画図で、排水の計画も雨水を自然浸透とし、併せて記載しております。上下水道の関係は配備しない計画であります。

続きまして、23ページになります。

受付番号32番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山（しもうえのやま）、地目、台帳・現況がともに田、地積989㎡、これを含めまして合計34筆で28,829.41㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業に伴う搬出入路ほかで、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年11月25日から令和7年11月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ですが、陸砂利採取事業に関する一時的な転用であり、例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、砂利採取を実施する上での搬出入路及び堆積場として用いるものです。

場所につきましては25・26ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の東側に位置した農地になります。

27ページは更正図、太線で申請地を表示しております。

28ページは土地利用計画図（平面図）、全体を太線で表示しており、搬出入路を塗りつぶし、その他が堆積場となります。

続きまして、29ページになります。

受付番号33番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が外城町、地目、台帳・現況がともに田、地積992㎡です。

転用目的は宅地分譲、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年11月2日から令和5年4月30日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、3区画分の分譲住宅の造成工事で、先ほどの都市計画法に規

定する用途地域であれば、造成工事でも許可できるものです。

場所につきましては、30・31ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、瓢湖周辺、白鳥会館の南西方向に位置しています。

32ページは更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

33ページは土地利用計画図で3つの区分けを示しております。

34ページは排水計画図です。東側の可変側溝や車止めなども建設課と協議済みとのことです。南側に雨水などの排水路も新たに設置します。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

29番及び31番案件について、3番 齋藤委員より現地確認報告をお願いします。

委員（齋藤）

3番、齋藤です。9ページをご覧ください。受付番号29番の案件ですが、10月26日、先週です。委員4名、事務局2名の6名で現地調査をしてまいりました。今までも砂利採取に伴う搬出入路として利用しており、期間終了に伴い、引き続き道路として使用したいとの申請です。継続です。問題ないとみてまいりました。以上です。引き続き…。

議長
(見尾田)

お願いいたします。

委員（齋藤）

18ページをご覧ください。受付番号31番の案件です。同じく26日に現地調査をしてまいりました。申請者の新棟建設による仮事務所設置、重機置き場、資材置き場の利用するための一時転用で、現在は柿畑になっており、今後、伐採、整地、採石を敷き、利用するとのことです。今ほど事務局の説明にもありましたが、水道は引かず、生活雑排水は発生しない計画です。トイレは簡易式トイレでタンク式だそうです。雨水については自然地下浸透処理だそうです。周りに住宅もなく、問題ないと判断してまいりました。以上です。

議長
(見尾田)

どうもありがとうございました。

続きまして、32番案件について、6番 上松委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（上松）

6番、上松です。現地確認に行つてまいりました。ここは28ページ、計画平面図を見ていただきますと、左上からトラックが入りまして、右下の作業する方へと続いていくので、とても入り口の大切なところで、この後の、この事業が続いていくためには必要なところだそうです。特に問題ないと思ひてまいりました。以上報告を終わります。

議長
(見尾田)

どうもありがとうございました。

なお、30番及び33番案件についても現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の9番 阿部委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。
(見尾田) お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。
(見尾田) したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

議長 続きまして、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
(見尾田) 事務局の説明をお願いします。
斎藤係長、お願いします。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。
(斎藤) 今月の受付状況は所有権移転9件、15筆、17, 371㎡、賃貸借権設定12件、45筆、52, 155.60㎡、農地中間管理権設定57件、392筆、386, 656.39㎡となります。
はじめに所有権移転の案件です。
35ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。
なお、譲受人は、認定農業者です。
また、台帳、現況地目についてはいずれも田または畑のため、地籍を含め、読み上げは省略させていただきます。
それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。
35ページ、1番、水原字千刈外4筆、4, 043㎡、10a当り750, 000円の売買です。
2番、新座、564㎡、10a当り700, 000円の売買です。
3番、新座、222㎡、10a当り700, 000円の売買です。
4番、駒林字諏訪原、5番案件と交換です。
36ページ、5番、駒林字諏訪原、4番案件と交換です。
6番、水原字千刈外1筆、2, 433㎡、10a当り750, 000円の売買です。
7番、村岡字道上外1筆、4, 050㎡、10a当り500, 000円の売買です。
8番、曾郷字通田、2, 023㎡、9番案件と交換です。
9番、曾郷字通田、2, 023㎡、8番案件と交換です。
次に、賃貸借権設定の案件です。
37ページをご覧ください。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

1 番、保田字中川原外 4 筆、1, 875 m²、総額 5, 000 円の新規です。
続きまして農地中間管理権設定の案件です。

43 ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和 4 年 11 月 11 日から令和 14 年 11 月 10 日までとなっております。また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では 10 a 当り 4, 000 円、20, 000 円、22, 000 円、23, 000 円、27, 000 円の設定となっております。

地籍も含め、読み上げは省略させていただきます。

それでは、43 ページ、1 番、分田字下島外 5 筆、7, 131 m²。

同じく 43 ページ 2 番から 46 ページ 4 番まで、75 ページ 40 番から 87 ページ 57 番まで、高田集落地域集積関連の契約です。

高田外 131 筆、202, 493 m²。

46 ページをご覧ください。5 番から 52 ページ 21 番まで、74 ページ 39 番、駒林集落地域集積関連の契約です。

駒林字善四郎谷内外 58 筆、68, 100 m²。

53 ページをご覧ください。22 番から 73 ページ 38 番まで、上福岡集落地域集積関連の契約です。

分田字海口外 194 筆、108, 932. 39 m²。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

農作業に常時従事すると認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長
(見尾田)

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書の89ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。

今日は21件です。

契約内容は、農用地利用集積計画の使用貸借権設定の解約が1件、賃貸借権設定の解約が18件、農用地利用集積計画の中間管理賃貸借権設定の解約が2件です。

最初に地域集積に関連した解約が多数提出されていますので一括して説明いたします。

高田地区の地域集積に関連した解約です。

農用地利用集積計画、賃貸借権設定の解約で、90ページの21番、22番、23番、24番です。

続きまして、上福岡地区の地域集積に関連した解約です。

農用地利用集積計画、賃貸借権設定の解約で、91ページの受付番号25番、26番、92ページの受付番号27番、93ページの受付番号28番、94ページの受付番号29番、95ページの受付番号30番です。

続きまして、ただいま報告しました案件以外について説明いたします。

89ページになります。

農地法3条 使用貸借権設定の解約になります。

受付番号34番、赤水字川添85番、169㎡、解約事由は「売買のため」です。

続きまして農用地利用集積計画、賃貸借権設定の解約になります。

97ページの受付番号31番、水原字千刈2319番1、1、318㎡ほか4筆、98ページの受付番号33番、35番、99ページの受付番号39番、解約事由は売買のためです。

続きまして農用地利用集積計画、賃貸借権設定の解約になります。

89ページの受付番号20番、分田字下島2860番1、911㎡、ほか5筆になります。解約事由は農地中間管理権設定のためです。

続きまして農用地利用集積計画、賃貸借権設定の解約になります。

98ページの受付番号32番、保田字駒込2723番2、859㎡、ほか1筆、受付番号38番、99ページ受付番号40番、解約事由は後日耕作者変更です。

続きまして農用地利用集積計画、中間、賃貸借権設定の解約になります。

100ページの受付番号36番、水原字千刈2318番、411㎡、ほか1筆、受付番号37番、解約事由は売買のためです。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

	以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。 ご承知おきをお願いいたします。 続きまして、日程第8 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書の101ページをご覧ください。 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。 受付番号8番、申請者は記載のとおりです。 土地の所在が上山田字村上(むらかみ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積が423㎡です。新地目が原野です。 申請理由は、申請地は30年以上耕作しておらず、現地は、周囲と同様原野状態です。農地として復旧するにも、周囲の状況や土地の形状からみても、継続的な利用は困難であるため、農地台帳から除外をお願いするものです。 申請地の確認状況は、令和4年9月27日に農業委員4名と事務局3名で確認してまいりました。 申請地は、北側からの車両侵入が困難な場所であり、南側は水路で通れない場所となっており、木々が生い茂り、耕作できる状態ではありませんでした。 農地として復旧するには、木の伐採・伐根・整地が必要で、極めて困難な状態であることが認められました。 農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として、「その他の農地」の第2種農地と判断しました。 場所につきましては、102・103ページの位置図・案内図をご覧ください。 笹神地区、上山田集落の北東に位置します。 104ページの更正図に申請地2筆を塗りつぶして表示しております。 これにつきましては、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。 以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。
議長 (見尾田)	どうもありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しております。 現地確認委員の2番 中村委員より、現地確認報告をお願いいたします。
委員(中村)	2番、中村です。今ほど事務局からの説明があったとおりです。申請地は

木々が生い茂り、とても耕作できる状態ではありませんでした。周辺の農地も同様であり、仮に復旧しても農地として利用することは困難であると確認してまいりました。以上です。

議長
(見尾田)

どうもありがとうございました。
報告案件ではありますが、ご質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いいたします。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

議長
(見尾田)

続きまして、日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
斎藤係長、お願いします。

事務局
(斎藤)

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告いたします。
議案第4号で承認された農地中間管理権設定の農地等57件392筆、386,656.39㎡について報告します。
議案書の105ページをご覧ください。
土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。
令和4年12月27日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年12月28日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。
なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。
以上、報告を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

— 14時13分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年10月31日

議事録署名委員 1 番

⑩

議事録署名委員 1 3 番

⑩

議事録署名委員 1 4 番

⑩

議 長
農業委員会長

⑩